平成30年4月27日 公認会計士·監査審査会

第18回監査監督機関国際フォーラム(オタワ会合)について

第18回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、松井委員が参加し、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース(ステークホルダー・アナウンスメント)をご参照ください。

記

- 1. 日程・開催場所 平成30年4月17日 (火) ~4月19日 (木) カナダ・オタワ
- 2. 参加者

52のメンバー(各国・地域の監査監督機関)から、47の国・地域が本会合に参加

オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構 (IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、世界銀行(WB)、公益監視委員会(PIOB) 計7国際機関

議長

ブライアン・ハント加公共会計責任委員会 (CPAB) 顧問

3. 主な議題

IFIAR2018-21年戦略プラン 監査法人のグローバルCEO等との監査品質に関する議論 テクノロジーの進歩が監査に与える影響に関する議論 基準設定主体との国際的な基準設定に関する議論 等

4. プレスリリース

<u>(原文)</u> ・ <u>(仮訳)</u> ■

IFIARやその活動に関する更なる情報は、IFIARウェブサイト (www.ifiar.org) を参照されたい。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室

03-3506-6000 (代表)(内線2432)

プレスリリース(仮訳)

2018年4月24 日 (東京、日本)

監査監督機関国際フォーラムが、カナダで開催された年次総会にて、台頭する破壊的テクノロジー(Disruptive Enablers) と監査の未来について議論

カナダ公共会計責任委員会(CPAB)は、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)のメンバーをカナダの首都オタワに招いて、2018年のIFIAR年次総会を開催した。

監査品質の向上は、IFIARのミッションの中核に位置づけられる。「監査品質は国際金融の安定と経済成長の土台であり、投資家と資本市場は財務報告の正しさに関する保証を監査人に依拠している。」とIFIAR議長のブライアン・ハントは述べた。「今のように相互の結びつきの強い世界では、監査品質の問題は一国にとどまらず国際的な行動が必要であり、IFIARは監査監督に関する実務経験をメンバーが交換する重要なフォーラムとなる。我々の年次総会は、監査品質に影響を与える事項に共同で対応するための貴重なプラットフォームをメンバーに提供している。」

監査監督の未来は、グローバル経済の相互関連性やボラティリティ、監査の意義に関わるような課題、人口動態や職業的適性の変化、潜在的に破壊的側面を持つテクノロジーのリスクと機会、監査・会計基準やより広い意味での金融規制体系の発展といった様々な要素から影響を受けている。本年の会合では、既に顕在化していたり、あるいは潜在的に存在する監査上の破壊的テクノロジー(disruptors)や我々が現時点において予想できる監査の未来へのそれらの影響が議論の焦点となり、このような変化の激しい環境下のIFIARの戦略的アプローチを確認した。

年次総会のゲストスピーカーにはスコシアバンクのデュビー・カニンガム技術担当副社長、EYのジェフ・ウォンイノベーション国際ヘッド、レイモンド・チャボットGTのエミリオ・B・インブリグリオ社長兼CEO及びCFAソサイエティ・トロントのリチャード・タルボット取締役が招かれ、監査の世界がどのように変わるべきかについての独自の展望を語った。米国会計検査院のティモシー・パーソンズチーフサイエンティスト、IBMアジア太平洋地域・中国グループ・日本地域のスコット・レイトン内部監査・検査部門長は、テクノロジーの進歩が財務報告・監査にどのように影響を与え得るかについての彼らの知見及び期待を披露した。

2018-2021年戦略プラン

本年の会合は、2017年4月に東京に設置されたIFIARの事務局が、事務局長及びスタッフを採用の上、運営を開始してから、また代表理事会が設置されてから1年目となる。主な節目には、IFIARの最初の戦略プランやそれを支えるオペレーティング・

プランのメンバーへの提示が挙げられる。IFIARの2018-2021年戦略プランは、グローバルでの監査品質の大幅な向上の達成、独立した監査監督能力の強化、及びIFIARメンバーシップの拡大を特に目指している。

ワーキンググループ及びタスクフォース

IFIARの多くの取組みは、ワーキンググループ及びタスクフォースを通じて実行されている。各ワーキンググループ及びタスクフォースの議長は、この一年の活動の詳細な情報及び当該活動から得られた主要な知見について報告し、今後一年の活動目標について共有した。

アドバイザリーグループと基準設定主体

投資家や監査委員会の代表者その他の主な利害関係者により構成される投資家・その他利害関係者ワーキンググループ(IOSWG)のアドバイザリーグループによるプレゼンテーションも行われた。アドバイザリーグループのパネリストは、テクノロジーのイノベーションがリアルタイム報告・保証をどのようにサポートし得るかや投資家その他の利害関係者の期待について議論を行った。

会合出席者は、IAASB(国際監査・保証基準審議会)の議長及びIESBA(国際会計 士倫理基準審議会)の副議長から、国際的な基準設定に係る事項やそれらがグロー バルな監査品質に与える影響についての説明も受けた。

グローバルCEO

主要な監査法人のグローバルネットワークとの監査品質に係る継続的な対話は、引き続きIFIARにとって優先度の高い取り組みである。6大ネットワーク(BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG、PwC)のCEOを年次総会に招き、グローバルに監査品質を向上させるためにどのような取り組みを行っているかについて聴取した。各CEOからは、監査業界の将来の課題や機会についての見解も共有された。

ターゲットセッション

本年の年次総会では、主に、監査監督に係る規制上のイノベーション、潜在的な又は顕在化した破壊的な監査テクノロジー及び新たに長文式監査報告書を導入した経験について議論した。3つの異なる分科会が開催され、その中でネットワークの監査法人は、業務の中でどのように最新のデータアナリティクス・ツールを利用しているかデモンストレーションを行った。

監査関連基準設定の改革

議長は、監査に関連する基準設定審議会の健全なガバナンスについて、モニタリング・グループの活動に関する情報の共有及びIFIARメンバーによる議論をリードした。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、2006年に組織され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの52の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。

監査品質の向上は、IFIARのミッションの中核に位置づけられる。我々の戦略は、世界中の監査に関連する事項に対し積極的に影響を及ぼし、また、監査品質と規制監督に関して国際的な対話の未来を形成することである。

IFIARは、監査を取り巻く環境や監査法人に対する検査・執行実務、監査委員会とのやり取り、監査品質指標プログラム、監査法人のカルチャーレビュー及び全般的な監査市場から得られる実務的な経験や洞察について、情報交換を行うためのプラットフォームをメンバーに提供している。監査品質及び監査監督に影響を与えるこの集合知は、持続的で高品質な監査を推進していく上で必要不可欠である。同様に重要なこととして、IFIARは、大手監査法人のグローバルネットワーク、国際基準設定主体、監査委員会、機関投資家、その他監査品質に関心を有する国際機関と協調的で持続的な対話を行う唯一のフォーラムである。

平成31年1月7日 金融庁

監査監督機関国際フォーラムによる執行体制に関するサーベイ報告書(2018年)の公表について

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)は、IFIARのメンバーである各国監査監督当局を対象に、2回目となる執行体制に関連する調査を実施し、その結果を取りまとめた「執行体制に関するサーベイ報告書(2018年)」(原題:2018 Report on Survey of Audit Regulators' Enforcement Regimes)を公表しました。詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ・プレスリリース(原文)
- ・ 執行体制に関するサーベイ報告書(2018年)(原文)

お問い合わせ先

企画市場局企業開示課開示業務室

03-3506-6000 (代表) (内線3666)



Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

Fax: +81-3-4510-3499



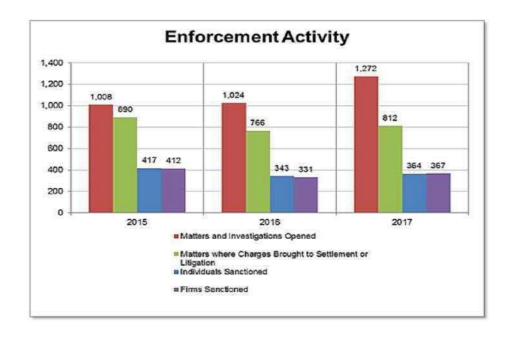
IFIAR Releases Report on Survey of Audit Regulators' Enforcement Regimes

December 14, 2018

An IFIAR <u>report</u> released today on the second Survey of Enforcement Regimes underscores the extent to which IFIAR members have the authority to respond to auditor misconduct and enforce compliance with the rules, laws, and standards that govern the audit profession in different parts of the globe. The results recognize the unique and critical role that enforcement plays in audit oversight.

Forty-two IFIAR members participated in the 2018 Survey, which sought information from members concerning the authority and structures of their enforcement programs, the handling and reporting of enforcement matters, historical and trend information, sharing information with other regulatory authorities, and ideas for reform. The 2018 Survey updates results from the first enforcement survey in 2014 and focuses on the three years from 2015 through 2017.

The report documents the ways in which IFIAR members exercise their investigative and disciplinary powers as well as grow or improve their enforcement programs. The IFIAR members reported a significant level of enforcement activity from opening investigations and litigating or settling matters to imposing sanctions from 2015 through 2017:



IFIAR

18F Otemachi Financial City Grand Cube, 1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan

Tel: +81-3-4510-3495 Fax: +81-3-4510-3499

Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

During the same period, many members (52% of those who participated in both the 2014 and 2018

surveys) were also given new enforcement authority, including additional types of disciplinary

measures and sanctions, the ability to publish enforcement matters at earlier stages, and expanded

jurisdiction to oversee and discipline third parties involved in an audit.

Demonstrating regulators' ability to pursue matters that may be larger, some 60% of the responding

IFIAR members had imposed disciplinary measures or sanctions against at least one larger firm (i.e.,

at least one member firm of the six largest international audit networks) during the 2015 to 2017

period. The survey results also showed that the number of fines imposed on these largest firms and

their partners increased in the same period as compared to the period from 2011 to 2013.

The 2018 Survey questioned members on observed trends and recurring issues relating to certain

quality control areas. The leading response was independence, with 57% of respondents citing this

as a recurring theme. Members consistently identified independence as a lingering compliance issue

to be addressed by enforcement despite the variation in regimes, standards, and rules. Engagement

Quality Control Review (EQCR) was a close second, cited by 50% of respondents. Other dominant

themes that emerged from the 2018 Survey results include the importance of cross-border

cooperation between members, particularly with the magnitude of cross-border audit services. Also,

the ability to publish information about matters and the timing of such publications varies widely but

regulators actively seek, consider, and use public disclosure as an enforcement tool.

Taken together, the 2018 Survey results highlight audit regulators' efforts to address audit quality

through disciplinary measures and sanctions that influence auditor behaviour.

-112 -



18F Otemachi Financial City Grand Cube, 1-9-2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan Tel: +81-3-4510-3495

Fax: +81-3-4510-3499

Email: secretariat@ifiar.org Web: www.ifiar.org

About the Survey

IFIAR's Survey of Enforcement Regimes, first performed in 2014 and updated for 2018, is designed to elicit useful information about enforcement powers and activities conducted by IFIAR members primarily concerning audits of financial statements, but also addressing other accounting services and activities. The Survey's purpose is to develop an understanding of the mandates, objectives, and legal authority of members' enforcement regimes with the goal of sharing information and fostering the discussion of current and emerging enforcement issues, methodologies, and techniques. The report is a summary and analysis of responses and is intended to be used for informational purposes, not as recommended best practices. In addition, the table on the preceding page, which is also on page 33 of the report, should be read with the understanding that some respondents did not report data for this question either because they said their information concerning enforcement activity level was confidential, they declined to answer without explanation, they said no

information was available, or their program was not yet established. As a result, it is possible that

the numbers in the table understate the true numbers.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 53 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Dedicated to serving the public interest and enhancing investor protection, IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world, and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

— 113 —

監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)本会合開催実績

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 3 月 22 - 23 日	東京	22 か国・地域
第2回	平成 19 年 9 月 24 - 25 日	トロント	21 か国・地域
第3回	平成 20 年 4 月 9~11 日	オスロ	22 か国・地域
第4回	平成 20 年 9 月 22~24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第5回	平成 21 年 4 月 27~29 日	バーゼル	30 か国・地域
第6回	平成 21 年 9 月 14~16 日	シンガポール	29 か国・地域
第7回	平成 22 年 3 月 22~24 日	アブダビ	30 か国・地域
第8回	平成 22 年 9 月 27~29 日	マドリッド	37 か国・地域
第9回	平成 23 年 4 月 11~13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26~28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16~18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1~3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15~17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7~9 日	ワシントン D. C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21~23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19~21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4~6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17~19 日	オタワ	47 か国・地域

(注)平成25年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 5 月 30 - 31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第2回	平成 20 年 1 月 29 - 30 日	ベルリン	20 か国・地域
第3回	平成 21 年 2 月 11~13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第4回	平成 22 年 2 月 9~12 日	パリ	31 か国・地域
第5回	平成 23 年 2 月 23~25 日	ワシントン	30 か国・地域
第6回	平成 24 年 3 月 5~7 日	アブダビ	32 か国・地域
第7回	平成 25 年 3 月 4~6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第8回	平成 26 年 3 月 10~12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第9回	平成 27 年 3 月 2~4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22~24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8~10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20~22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6~8 日	パリ	47 か国・地域

【会計監査税務】

- 〇日本監査研究学会
- 〇日本監査役協会
- 〇日本公認会計士協会 日本税理士会連合会
- 〇日本内部監査協会

【経済界】

経済同友会

〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

金融先物取引業協会 国際銀行協会 (IBA) 信託協会 生命保険協会

- ○全国銀行協会第二種金融商品取引業協会投資信託協会日本証券アナリスト協会
- 〇日本証券業協会 日本損害保険協会 日本投資顧問業協会
- 〇日本取引所グループ
- 〇日本IR協議会

【その他】

日本弁護士連合会

【オブザーバー】

東京都

計 22 団体

- (注1) 各分類内で50音順
- (注2) 〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属 する会員。計9会員。